

# 銚田北中学校区小学校統合推進委員会設置要綱

平成24年11月16日  
銚田市教育委員会告示第 1号

## (目的及び設置)

第1条 銚田北中学校区小学校の統合の推進と、統合を円滑に促進し新しい学校づくりについて協議するため、統合を行う小学校（巴第一小学校・大和田小学校・徳宿小学校・舟木小学校・青柳小学校）及びその他の学校（銚田北中学校，銚田北幼稚園）の関係者，市議会並びに地域住民等の代表者により，銚田北中学校区小学校統合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項を検討する。

- (1) 校名，校則(校章，校歌等)，校史編纂，式典事業等に関する事項
- (2) 教育課程，学校組織，学校行事，交流学习等に関する事項
- (3) 通学体制(通学路，通学方法，安全対策，スクールバス等)に関する事項
- (4) P T A組織運営(組織編制，規約等)，制服等に関する事項
- (5) 施設整備及び備品(学校備品，教材，図書等)，保存文書の整理等に関する事項
- (6) 統合校の建設，移転計画，学校施設・跡地等の利用に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事業に関する事項

## (構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）並びに専門部会員（以下「部会員」という。）は，次に掲げる者で構成し，銚田市教育委員会教育長が委嘱する。

### (1) 委員

市議会代表，銚田市区長会代表，当該区学校長，当該区学校 P T A会長，当該区幼稚園 P T A会長，アドバイザー

### (2) 部会員

銚田市教育会会員，当該区学校 P T A会長，当該区幼稚園 P T A会長，当該区育成会代表，当該区保護者代表

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は，統合が完了する年度までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の細部について検討するため、専門部会を複数置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員の中から委員長が任命する。
- 3 専門部会の構成員は、委員会において決定する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。